

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市多文化共生指針に基づき、通訳の付添いサポートを行う外国人支援団体等へ補助金を交付することにより、日本語の理解が困難な外国人市民等が円滑に手続き等を行い、生活上のさまざまな場面においてトラブルを未然に防止し、安心して地域で生活できるようにすることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、通訳支援事業を実施している豊中市内及び隣接市で活動している外国人支援団体等とし、次の各号のすべてにあてはまるものとする。

- (1) 豊中市民への通訳支援とする。
- (2) 同一人への通訳支援は、年間3回までとする。
- (3) 口座の開設、携帯電話、不動産関係の手続き、医療機関への受診等、生活する上で必要となる契約時等の通訳支援を対象とし、行政手続きをするための通訳支援は、対象外とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1件につき、3,000円とする。ただし、予算の範囲内での交付とする。

(補助対象団体の責務)

第5条 補助金の交付を受けようとする外国人支援団体等(以下「申込者」という。)は、次の各号についていずれも行わなければならない。

- (1) 通訳支援対象者に日本語教育や交流事業、さまざまなイベント等の情報提供を自らまたは他団体と連携して行い、地域で孤立することなく暮らすことができるように働きかけること。
- (2) 通訳者に対して、通訳能力・技能の向上に関することや個人情報保護、人権に関することの研修を行うこと。

(補助金の申込み)

第6条 申込者は、4月1日から4月30日までに申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。補助金の申込みを行うに当たって、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額(以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。)がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その決定内容を当該申込者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた申込者（以下「決定者」という。）は、実績報告書（様式第3号）及び補助金交付請求書（様式第4号）を本事業終了後20日以内に市長に提出しなければならない。実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第9条 市長は、決定者から前条の実績報告書及び請求書の提出があったときは、内容を確認の上、確定通知書（様式第5号）を発行するとともに指定された口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第10条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、決定者は当該補助金を市長に返還しなければならない。また、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（完了報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

（1）偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）交付決定後、指定の期日までに請求をしないとき。

（3）その他、この要綱に違反したとき。

（免責）

第11条 市長は、決定者が行う通訳支援事業に関連して生じた事故やトラブル等については、その責めを負わないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年度に限り、第6条の補助金の申込期限を4月1日から5月31日までとする。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 4 この要綱による改正後の豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金の交付を受ける者について適用し、この要綱による改正前の豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱第9条の規定に基づき令和5年度の補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

(様式第1号)

年 月 日

豊中市長宛

団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

連絡先・担当者 _____

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金申込書

下記の実施計画のとおり、補助金を申込みします。

(実施計画)

事業名称			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対応言語			
対応言語数	言語	通訳者数	人
年間対応 見込件数	豊中市民 件	その他 件	合計 件
通訳者への 研修内容			
補助金申請 見込額	3,000円 × 豊中市民 件 = 円		
添付書類	・団体の概要がわかるもの ・事業内容がわかる資料（ちらしやパンフレットなど） ・事業の予算額がわかるもの ・外国人市民へ情報提供を予定しているイベント情報の資料（ちらしやパンフレットなど）		

(様式第2号)

豊 市 人 第 号
令和 年 (年) 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金 交付決定通知書

豊中市補助金等交付規則及び豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱に基づき、下記のとおり、補助金の交付決定をしましたので、お知らせします。

事業名称	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付決定金額	円

*この決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申込みの取下げをすることができます。

(様式第3号)

年 月 日

豊 中 市 長 宛

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

住 所 _____

連 絡 先 ・ 担 当 者 _____

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金実績報告書

下記のとおり、実施しましたので報告します。

(実績報告)

事業名称			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
対応言語			
対応言語数	言語	通訳者数	人
年間対応 件数	豊中市民 件	その他 件	合計 件
通訳者への 研修内容			
交付対象実績額	3,000円 × 豊中市民 件 = 円 *同一人への補助件数は、3件までです。		
添付書類	・通訳の用件、言語、件数等の内訳がわかるもの（月報等） ・研修内容がわかるもの ・事業の決算額がわかるもの ・外国人市民へ情報提供をしたイベント情報の資料（ちらしやパンフレットなど）		

(様式第4号)

年 月 日

豊中市長宛

団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

連絡先・担当者 _____

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金請求書

下記のとおり、補助金を請求します。

(請求額)

交付決定額	円
交付対象実績額	円
請求額	円

*請求額は、交付決定額と交付対象実績額のうち、少ない方の額になります。

(振込口座)

金融機関名	銀行 信用金庫		本店 支店						
	預金種別	口座番号							
	普通・当座								
フリガナ									
口座名義人									

(様式第5号)

豊 市 人 第 号
令和 年 (年) 月 日

(団体名)

(代表者名)

様

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金 確定通知書

豊中市補助金等交付規則及び豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱に基づき、下記のとおり、補助金の確定額を決定しましたので、お知らせします。

確定金額	円
------	---

令和 年 月 日頃に指定の口座に振り込みます。